

伊勢原市公共施設再配置プラン（令和5年3月策定）【概要版】

01 計画の目的と位置付け等

1 背景と目的〔p.1〕

本市の多くの公共施設がこれから一斉に更新時期を迎える一方で、財政運営は依然として厳しい状況にあり、また、今後の社会経済環境の変化や人口減少等により、今後の公共施設の利用需要の変化も予想されます。

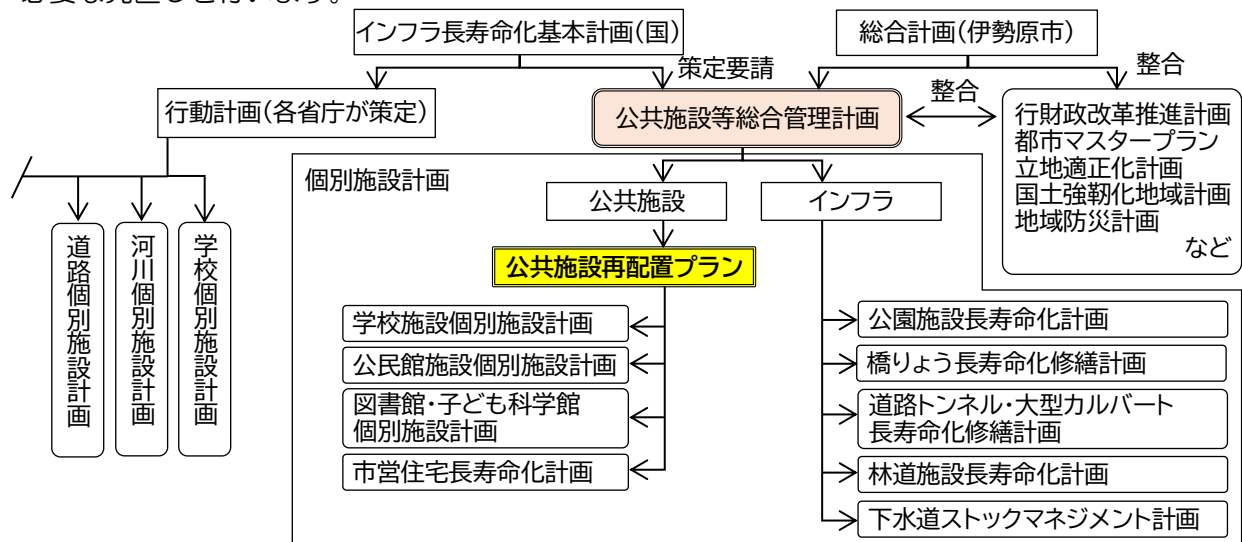
今後も持続的に公共施設サービスを提供していくためには、中長期的な視点で、既存の施設の長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、将来にわたる利用ニーズを的確に捉え、既存の施設の機能集約化や統廃合等を行いながら施設機能の充実を図る『縮充』という考え方のもとで、公共施設の『最適化』を実現していくことが求められています。

こうしたことから、伊勢原市公共施設等総合管理計画の改訂とあわせて、安全・安心の確保、長寿命化の推進、機能統合等による施設総量の縮減、施設更新等による公共施設の再編整備・適正配置に向けた取組を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、『伊勢原市公共施設再配置プラン』を策定しました。

2 計画の位置付け〔p.2〕

本計画は、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画として位置付けた上で、市の最上位計画である「伊勢原市総合計画」を踏まえて、「伊勢原市公共施設等総合管理計画」（令和5年3月改訂）で定めた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に即して策定します。

本計画の推進に当たっては、行財政改革推進計画等の関連計画との整合性を図るとともに、既に策定されている学校施設個別施設計画等については、公共施設再配置プランを踏まえて、適宜、必要な見直しを行います。



3 計画期間〔p.3〕

本計画は、伊勢原市第6次総合計画との連携を図りつつ、中期の視点により計画的に取組を進めるために、公共施設等総合管理計画の前期部分である令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間を計画期間とします。

また、計画の進行管理やPDCAサイクルを適切に行いながら、毎年度、進捗状況等について点検・検証するとともに、法令や国の施策、上位計画等の見直しや本市を取り巻く社会経済情勢の変化などの状況に応じて、計画期間内においても、不断の見直し・充実を行います。

4 計画の対象施設〔p.4〕

本計画では、庁舎や学校などの建物や広場などの公共施設を対象とします。ただし、簡易な倉庫や管理棟などの小規模な施設は除きます。

【対象施設及び施設類型】

大分類	中分類	主な対象施設	延床面積 (㎡)
1 庁舎等	(1)本庁舎等	市役所、市役所分室 他	11,460.72
	(2)消防庁舎等	消防本部・消防署本署、消防団車庫・待機室 他	4,556.84
	(3)駐車場施設	駅北口臨時駐車場、大山第一駐車場 他	814.66
	(4)倉庫施設	中央備蓄倉庫、水防倉庫、防災備蓄倉庫 他	1,112.32
	(5)その他施設	成瀬安全安心ステーション	20.56
2 地域コミュニティ施設	(1)コミュニティセンター	コミュニティセンター(3館)、地域集会所 他	2,233.52
	(2)その他施設	市民活動サポートセンター	255.43
3 保健・福祉施設	(1)保育・子育て支援施設	保育園、児童コミュニティクラブ、児童館 他	5,499.11 [※]
	(2)障がい福祉施設	障害福祉センターすこやか園 他	2,335.23
	(3)高齢者福祉施設	老人福祉センター阿夫利荘、坪ノ内老人憩の家	1,183.95
	(4)その他施設	福祉館(4館)、シティプラザ	4,233.78
4 学校教育施設	(1)義務教育施設	小学校(10校)、中学校(4校)	104,366.6
	(2)その他施設	適応指導教室	0 [※]
5 社会教育施設	(1)公民館	公民館(7館)	7,458.42
	(2)文化・教養施設	市民文化会館、図書館・子ども科学館 他	15,392.22
6 スポーツ・レクリエーション施設	(1)スポーツ施設	総合運動公園、鈴川公園 他	12,267.65
	(2)レクリエーション施設	御所の入森のコテージ 他	783.03
	(3)広場	千津青少年広場、殿村青少年広場 他	0
7 市営住宅	(1)市営住宅	池端住宅、精進場住宅 他	10,135.80
8 環境衛生施設	(1)環境衛生施設	環境美化センター、資源リサイクルセンター 他	3,686.11
	(2)公衆トイレ	公衆トイレ	512.56
9 その他施設		旧堀江邸、旧比々多福祉館 他	1,521.26
合 計			189,829.77

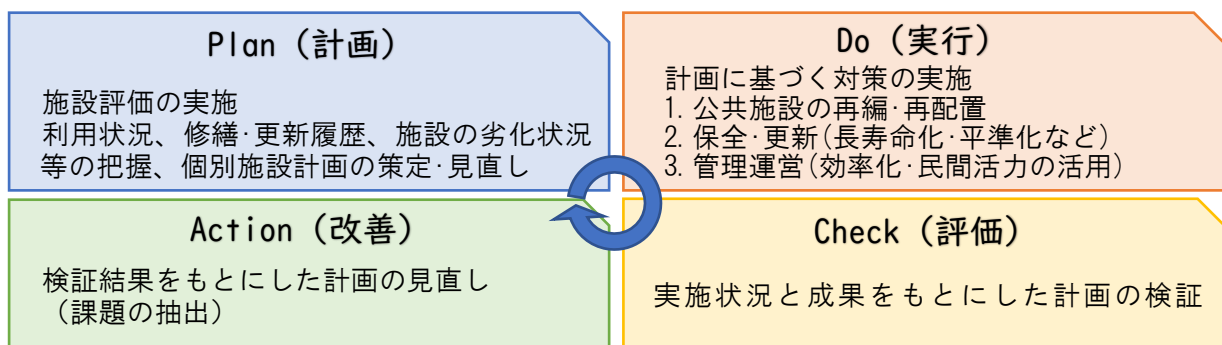
※ 延床面積について、各児童コミュニティクラブは小学校、保育園または児童館、子育て支援センターは市役所分室、つどの広場ひびたは比々多保育園、適応指導教室は大原児童館の延床面積に含んでいます。

5 公共施設再配置プランの推進に向けた取組〔p.162～167〕

様々な行政サービスを提供する場である公共施設を適正に配置するとともに、適切に維持管理していくためには、施設所管ごとの縦割りによる管理・区分に捉われず、庁内横断的な体制により連携を図り、着実かつ効果的に公共施設マネジメントの取組を進めていく必要があります。

情報の集約化・一元化、施設包括管理業務委託の導入に向けた検討、
指定管理者制度の運用の見直し、財産処分・活用の仕組みづくり、
庁内推進体制の整備、財政運営との連携、計画のフォローアップ など

公共施設の再編、保全、管理運営、財産処分・活用等について、総合的なマネジメントを推進するため、関係部署の連携強化や情報の集約化など、一元的な庁内推進体制の確立を図りつつ、取組を展開します。また、PDCAサイクルによって、計画の進行管理を行うとともに、必要な見直しを行っていきます。



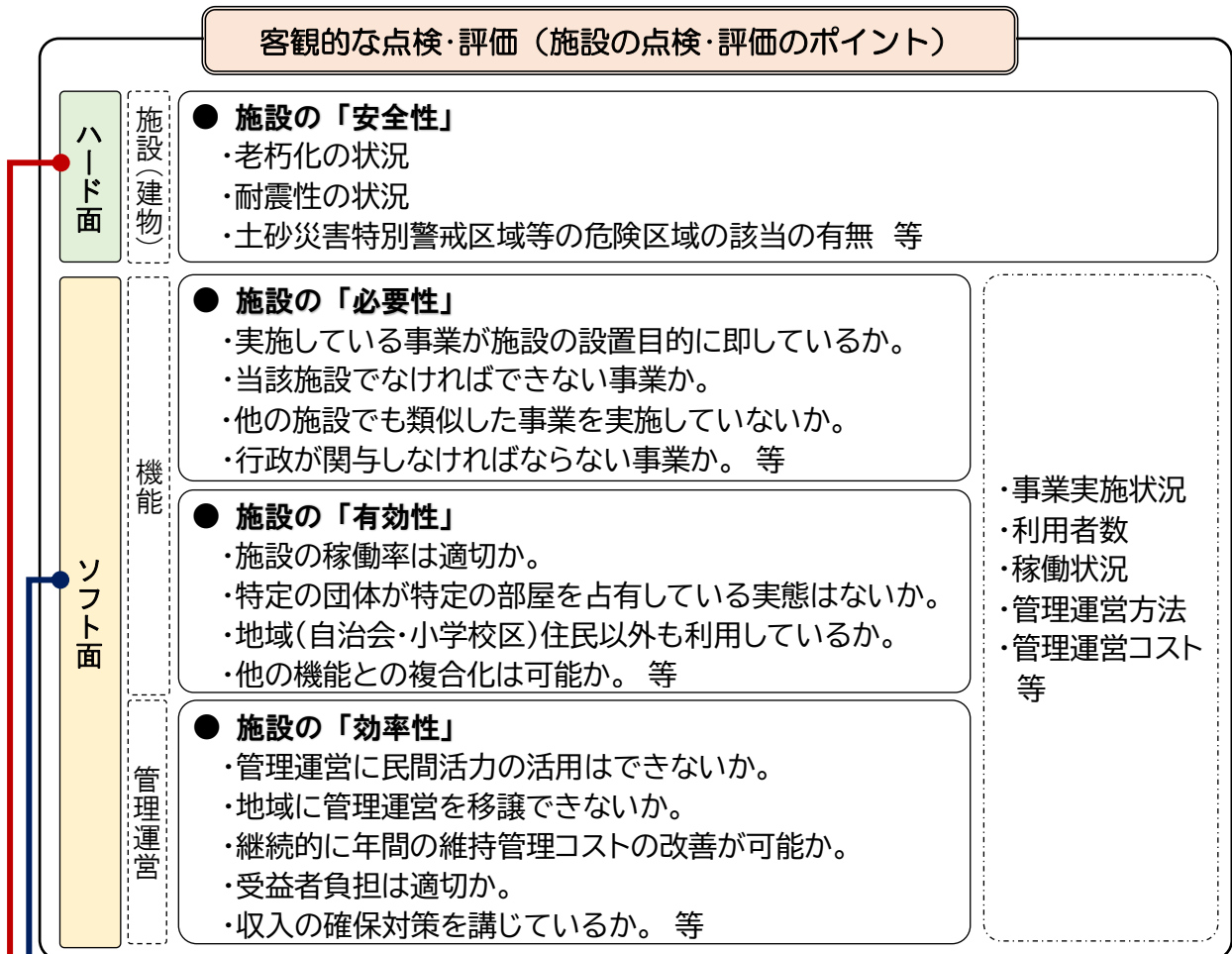
6 対策の優先順位の考え方 [p.5~8]

(1) 基本的な考え方

施設が果たしている役割や機能、利用状況等や、建物の安全性について客観的に評価し、公共施設等総合管理計画において示している「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえた上で、今後の見直しの方向性や対策を検討し、公共施設の『最適化』に向けた取組を進めます。

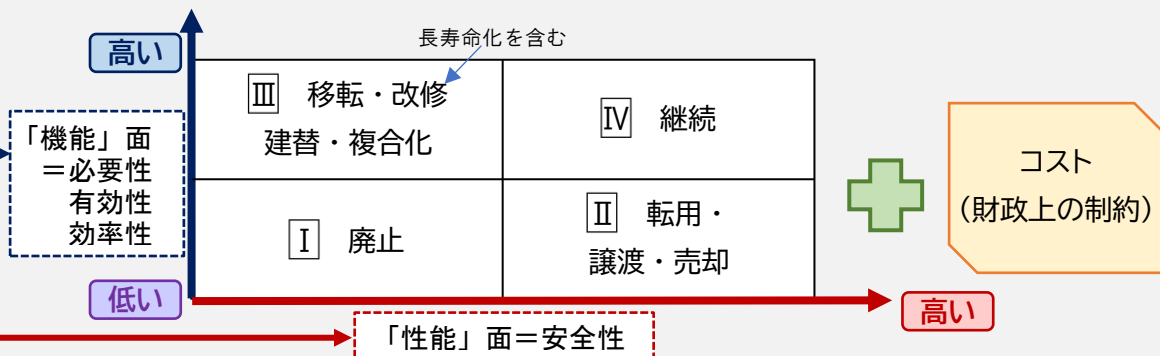
(2) 施設評価

耐震性、老朽化状況、立地場所の災害危険性などの『ハード面』と、事業の実施状況や稼働状況、管理運営方法やそのコストなどの『ソフト面』から各施設を点検・評価し、見直しに向けた方向性や対策を示します。



点検・評価結果をもとに、機能、施設(建物)、管理運営の見直しの方向性や対策を示す。

❖ 利用者視点（利用状況等・ソフト面）と管理者視点（建物性能・ハード面）との2軸による評価から見直しの方向性を4つに区分。



⇒ 総量・配置の見直し、施設を点ではなく地域を俯瞰して面で捉える、縦割りを廃して多目的に施設を徹底的に使い切る

02 施設類型ごとの個別施設計画 [p.9~161]

施設類型ごとの個別施設計画の構成

施設類型ごとの個別施設計画は、以下の構成で、公共施設の方向性を整理しています。

各施設の詳細については、公共施設再配置プランの本編（P16～161）をご確認ください。

構成	概要
1) 施設の概要	施設類型全体の概況や設置目的等について記載しています。 基本的な情報について、「建物に関する情報(ハード面)」として、立地地区、建築年、経過年数、構造、延床面積、耐震性の有無、災害区域の状況、土地の所有関係を、「管理運営や利用状況に関する情報(ソフト面)」として、管理運営形態、職員数、支出・収入額、年間利用者数、年間稼働率を、一覧化して示しています。
2) 施設の現状と課題	施設ごとの現状と課題を記載しています。また、貸室利用を行っている諸室などを複数保有する施設については、諸室ごとの詳細な稼働率を示しています。
3) 施設類型ごとの基本的な見直しの方向性	施設の安全性・必要性・有効性、管理運営の効率性の視点から検証・分析・評価した上で、公共施設等総合管理計画に基づく施設類型(中分類)ごとに、「機能」、「施設(建物)」、「管理運営」の各区分に分けて、管理に関する基本的な方針を記載しています。
4) 個別施設ごとの見直しの方向性(10年間)	個別施設ごとの現状や課題を踏まえて、個々の施設ごとに分析・評価し、本計画期間内における「機能」及び「施設(建物)」の見直しの方向性と具体的な説明を記載しています。

【機能の方向性】

方向性	説明
継続	施設が持つ機能や用途を市や地域、民間事業者等が引き続き実施していく。
統合	〃 を「同種の機能等を持つ施設」にまとめて継続する。
移転	〃 を「別の機能等を持つ他の施設」に移して継続する。
転用	〃 を変更する。
廃止	〃 を廃止し、今後も施策や事業等を実施しない。
検討	現時点では施設の機能の見直しの方向性を示すことが困難なことから、今後も引き続き検討する。(検討している間は、機能を継続する。)

【建物(施設)の方向性】

方向性	説明
維持(長寿命化)	長寿命化；老朽化した建物の機能や性能を全体的に向上させ、施設の寿命を伸ばすこと。
維持(改修)	改修；建物や設備の機能や性能を部分的に向上すること。〔機能向上〕
維持(修繕)	修繕；建物や設備の一部を建設当時の水準まで回復すること。〔機能回復〕
建替	建物を取り壊して建て替える(減築含む)こと。
増築	既存の建築物に建て増し、又は、既存建築物のある敷地に新たに建築すること。
移転	現在の敷地以外に移動して建て替えること。
譲渡	有償・無償に関わらず、民間事業者、地元自治会等へ建物の所有権を移転し、民間事業者、地元自治会等が使用すること。(譲渡を前提に検討するものも含む)
廃止	施設の耐震性や老朽化の状況などから、安全性が危惧される場合などの理由により、建物の使用を中止すること。(廃止を前提に検討すること・今後除却することも含む)
検討	現時点で施設(建物)の見直しの方向性を示すことが困難なことから、今後も引き続き検討する。(検討している間は、建物の修繕等を行い、継続して使用する。)

5) 対策内容と実施時期(10年間)	計画期間中に予定する具体的な取組内容とスケジュールを示しています。
6) 対策の概算費用	計画期間中において、「現状を維持した場合」と、施設の見直しの方向性に従い「本計画を推進した場合」の2パターンについて、各施設の更新費用の試算額を比較しています。